

新たな沖縄振興に向けての重点事項

1 新たな沖縄振興のための制度提言の実現

現在、沖縄県が提言している新たな沖縄振興のための制度の法制化、特に、発展する東アジアとも国際的な競争力のある経済振興制度について重点的に取り組むこと。

2 沖縄振興一括交付金(仮称)の創設による予算の確保、及び使途の自由度の確保

既存の補助金の枠にしばられず、県や市町村の判断で、真に地域の振興に必要な事業の実施を可能とする、「沖縄振興一括交付金」を創設すること。

3 県計画への国の支援

県民が主体となる新たな計画への国の支援について、新たな法律に位置づけること。

4 駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)の制定

大規模な返還基地跡地の円滑な開発、及び利用を図るための新たな特別立法措置を講ずること。国営(仮)普天間大規模公園の位置づけ。

5 出先機関の見直し(沖縄総合事務局)

昨年12月28日の閣議決定を踏まえ、沖縄総合事務局の事務・権限を、沖縄県へ包括的に委譲することに賛同。

「新たな計画の基本的考え方」について

【新たな計画の基本的考え方とは】

- 現計画の総点検で示された成果・課題や沖縄21世紀ビジョンの方向性・目標を踏まえ、これからの施策展開を設定するにあたり、その基本的な方向性を示すものであり、計画の素案的性格を有し、本計画のたたき台となる。

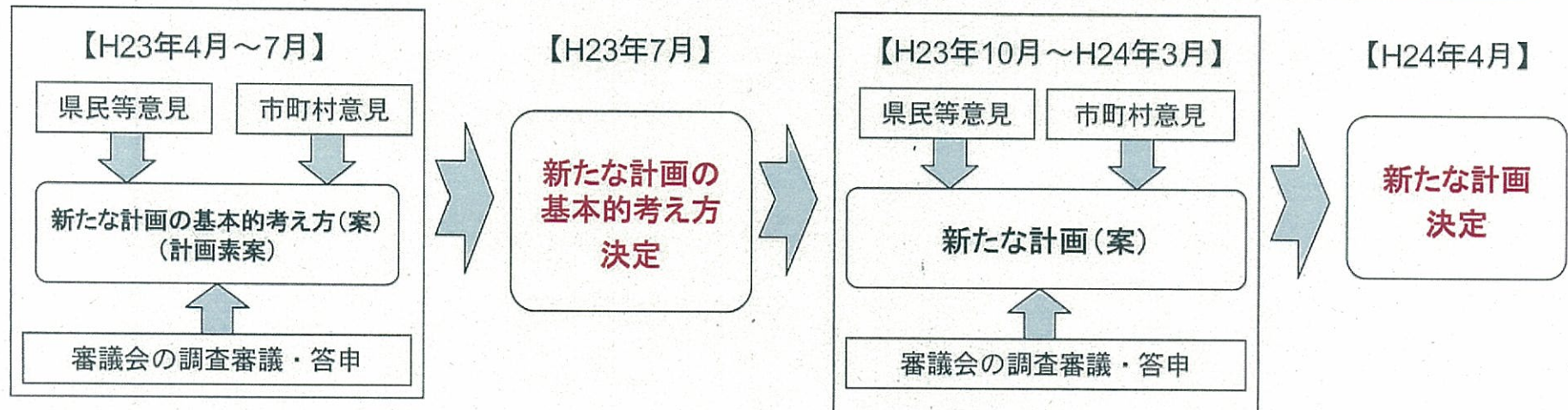
【策定の必要性・役割】

- 新たな計画の作成にあたり、県振興審議会の審議結果や、県民など各界各層からの多様な意見を踏まえた基本的方向性を決定する必要がある。
- 政府が沖縄振興特別措置法に代わる新たな法律の制定にあたり、政府が検討する際に参考となるもの。

【決定スケジュール(案)】

- 4月中旬 : 沖縄県振興審議会へ諮問
- 4月～6月 : 県民、市町村、各種団体からの意見聴取
- 7月 : 沖縄県振興審議会から答申
- 同 : 新たな計画の基本的考え方 決定

「新たな計画の基本的考え方」から「新たな計画」策定までの流れ



沖縄県振興審議会産業振興部会及び専門委員会について

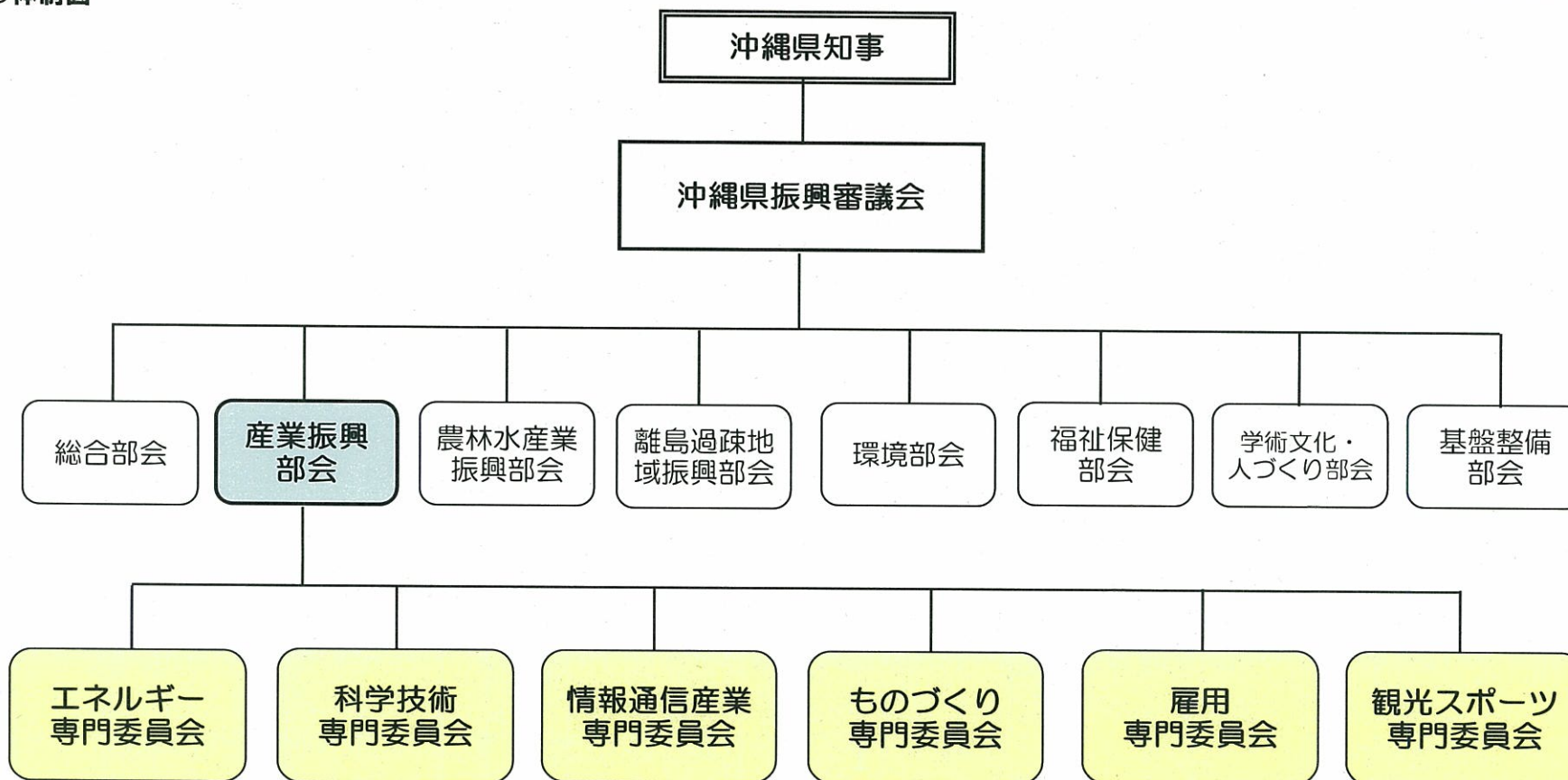
○産業振興部会について

◆新たな計画の調査審議事項が多岐にわたることなどから、県審議会の下に部会を設置、専門委員を配置して調査審議を行う。

○専門委員会について

◆産業振興部会において重点的に審議を行う必要性の高い産業分野等については、効率的・効果的な審議を行い、部会運営に資するため専門委員会を設置する。

○体制図



1. 沖縄県振興審議会産業振興部会の運営について

4月18日に開催されました沖縄県振興審議会において、沖縄県知事から「新たな計画の基本的考え方(案)」が同審議会に諮問され、各部会に調査審議が付託されました。これを受けまして、産業振興部会では、6専門委員会による審議と併せて、3回の部会を開催しました。

2. 開催状況について

- (1) 5月17日：第1回部会開催（観光・リゾート産業他分野）
- (2) 6月1日：第2回部会開催（情報産業、商工業、科学技術他）
- (3) 6月15日：第3回部会開催（雇用、調査審議結果取りまとめ）

3. 審議結果（主な意見）※240件の意見がありました。

- 産業界が集まってビジョンの共有・施策検討・実施評価を進めていく場の構築が必要である。
- アジア展開といった大きな戦略を立てようとしている中で、是非ものづくりでも国際的な視点を追加して頂きたい。
- 「技術人材」と「経営人材」の両方が産業振興のためには必要であり、起業家精神を持った人材の育成が必要である。
- 自立化に向け戦略を持って、国際競争力を強化する方向に進むため、「選択と集中」の観点から県民自身が産業の優先順位を付けやすくなるような取り組みを進めて頂きたい。